

次期和泉市総合計画策定方針

平成26年5月

【次期和泉市総合計画策定のポイント】

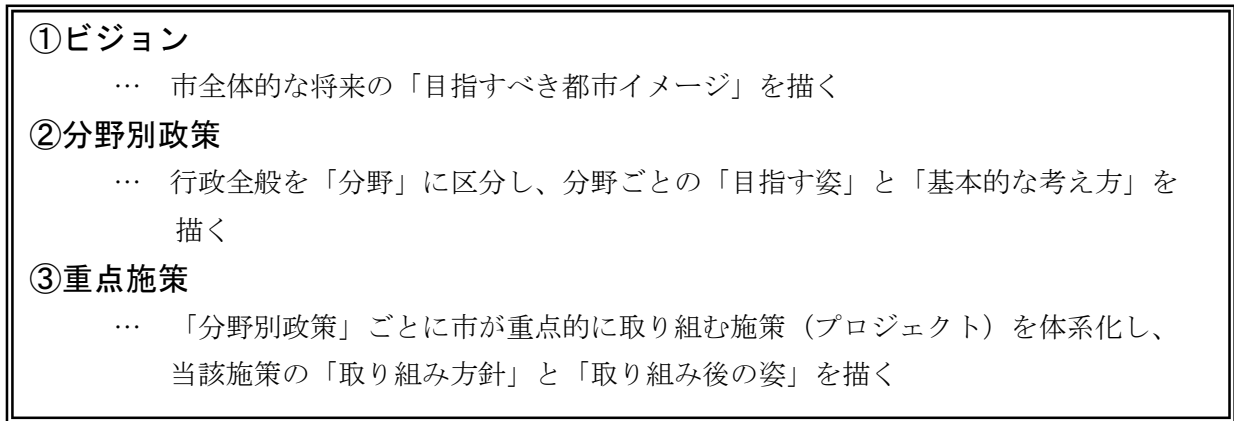
＜策定コンセプト＞ 「行政評価」主体の総合計画から、「将来ビジョン」主体の総合計画へ

＜計画の特徴＞ これまでの既成概念にとらわれない、新しいスタイルの総合計画を策定

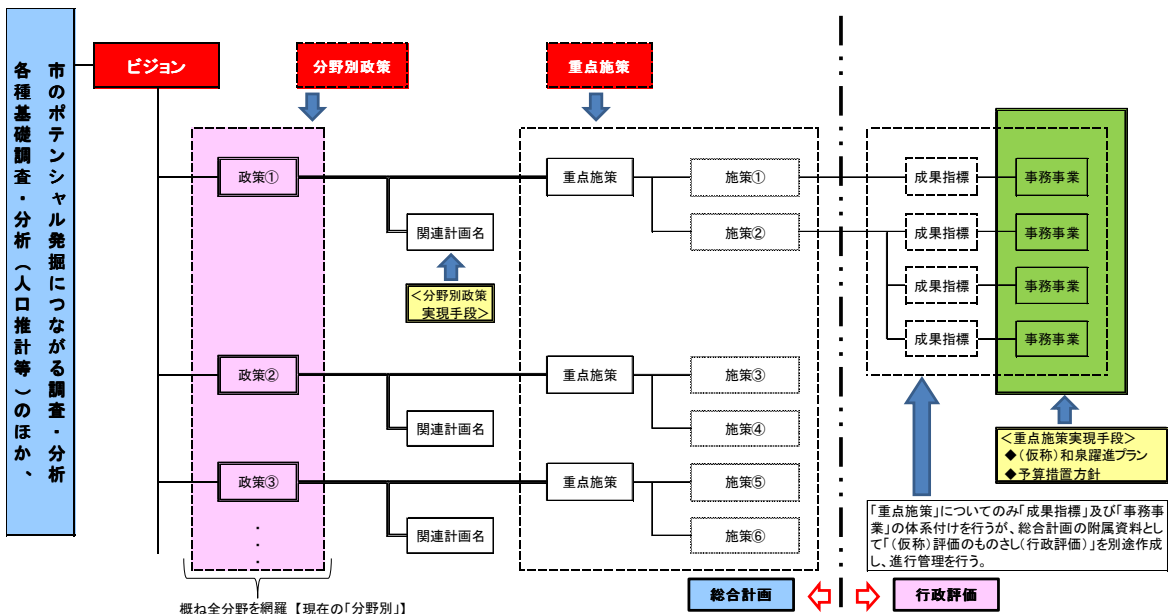
- (1) 本市のポテンシャル（潜在力）発掘につながる多様な調査・分析に基づき、「目指すべき都市イメージ」の構築に取り組む。
- (2) これまでの「基本構想・基本計画・実施計画」の3部門構成にはよらない、「将来ビジョン」を重視した計画の策定を目指す。
- (3) 計画体系の中には、成果指標を設けない。
- (4) 市が重点的に取り組む施策を明示することにより、メリハリのある、市民にとってわかりやすい計画づくりに取り組む。

＜策定理念＞ 「目指すべき都市イメージ」を描き、『選ばれる都市』を実現する。

＜計画体系＞



＜計画体系イメージ＞



1. 策定趣旨

本市では、行政運営の総合的な指針である総合計画を昭和 48 年にはじめて策定し、以後、現行計画に至るまで3回の改定を行い、計画的なまちづくりを推進してきた。

現行の第4次総合計画は、平成 19 年から「市民と行政の協働」と「行政経営」の視点を持ち、『人がきらめき 共に育む 元気なまち・和泉』の実現に向けたまちづくりに取り組んでいるところであるが、平成 27 年に目標年次を迎える。

本市においては、これまで「トリヴェール和泉」を中心とした開発の進展により、着実に人口が増加してきたところであるが、わが国における本格的な少子高齢化・人口減少社会到来の波は確実に迫ってきており、近年の人口増加は微増にとどまっている。また、地方分権の一層の進展と都市間競争の激化に伴い、自立した自治体経営と都市の個性や特性を活かしたまちづくりが求められており、新たな「目指すべき都市イメージ」の設定と、これを実現するための基本的な方針を明らかにすることが必要となっている。

急速な高齢化と生産年齢人口減少の進展や厳しい財政運営が見込まれるなか、本市が自らの判断と責任において行政運営を進め、将来展望を持って計画的なまちづくりを展開するため、本市の目指すまちづくりの「羅針盤」として次期総合計画の策定に取り組む。

2. 策定にあたっての基本的な視点

「選ばれる都市」の実現に向け、新たな「目指すべき都市イメージ」を構築

今後さらなる激化が見込まれる「都市間競争」を優位に進め、「選ばれる都市」の実現に向けた取り組みを計画的に行うため、現在、市が保有する資源の有効活用のほか、ポテンシャル（潜在力）発掘にも取り組み、新たな「目指すべき都市イメージ」を構築する。

3. 策定の留意点

(1) 多様な「調査・分析」に基づいた計画づくりの推進

市内外を対象とした多様な調査・分析により「選ばれる」ための条件を把握し、本市のポテンシャル発掘と「選ばれる都市」の実現に向けた計画づくりに取り組む。

(2) 「目指すべき都市イメージ」の実現に向けた取り組みをわかりやすく体系化

「目指すべき都市イメージ」の実現に向けて重点的に取り組む施策を明示することにより、メリハリのある、市民にとってわかりやすい計画づくりを行う。

(3) 「(仮称)和泉躍進プラン」や個別計画との整合性を考慮

平成 26 年度に策定する「(仮称)和泉躍進プラン」や個別計画に基づき実施する事業を次期総合計画における「目指すべき都市イメージ」の実現手段として位置付けるとともに、これらとの整合性を考慮した計画づくりを行う。

4. 計画の構成

現行の総合計画は、目標年次の将来像を明らかにした「基本構想」、基本構想を実現するための施策や成果指標を明らかにした「基本計画」、基本計画で示した目標の達成手段を明らかにした「実施計画」の3部門構成としていたが、次期総合計画は、従来の計画体系による策定は行わず、下記計画体系によるものとする。

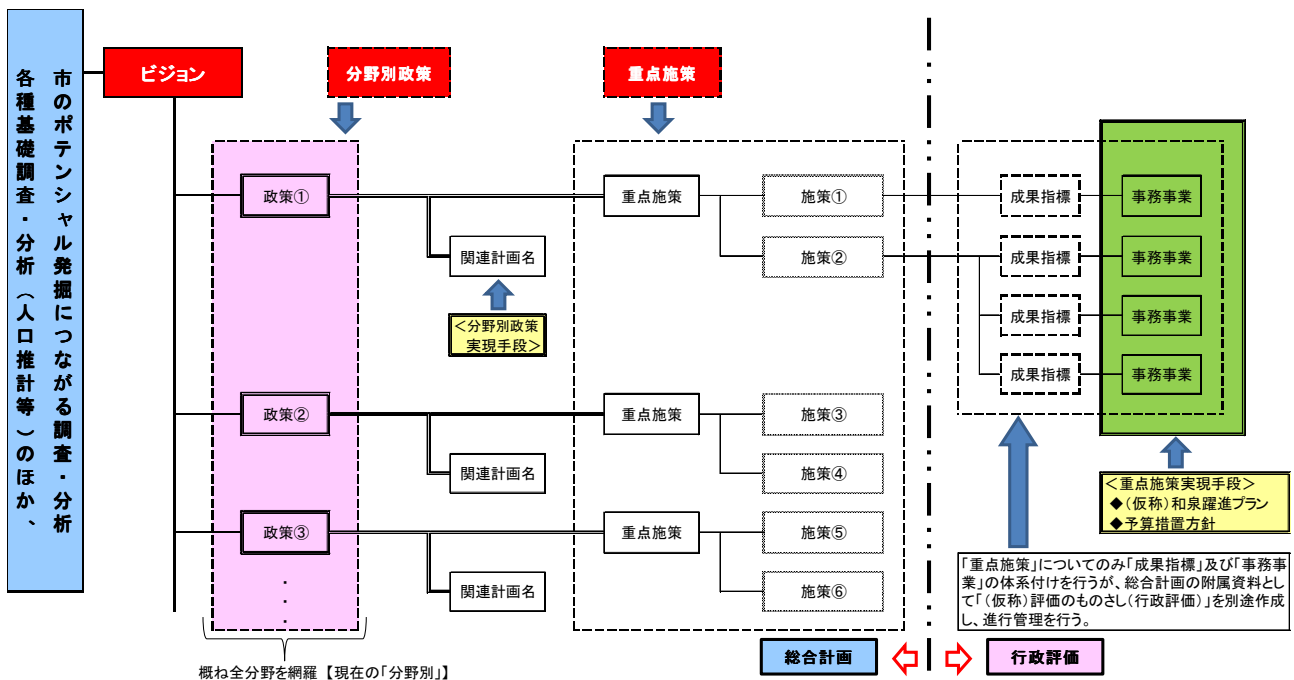
- ◆ビジョン
 - … 市全体的な将来の「目指すべき都市イメージ」を描く
- ◆分野別政策
 - … 行政全般を「分野」に区分し、分野ごとの「目指す姿」と「基本的な考え方」を描く
- ◆重点施策
 - … 「分野別政策」ごとに市が重点的に取り組む施策（プロジェクト）を体系化し、当該施策の「取り組み方針」と「取り組み後の姿」を描く

<行政評価>

「重点施策」の実現度を測る手段の一つとして『成果指標』と『事務事業』を体系化し、行政評価を実施する。

- ⇒ 上記以外の事務事業は、総合計画において行政評価を実施せず、各個別計画等で事業評価及び進行管理を行う位置付けとする
- ⇒ 『成果指標』は、総合計画の附属資料として「(仮称) 評価のものさし (行政評価)」を別途策定し、進行管理を行う (自治基本条例の規定に対応)

<計画体系イメージ>

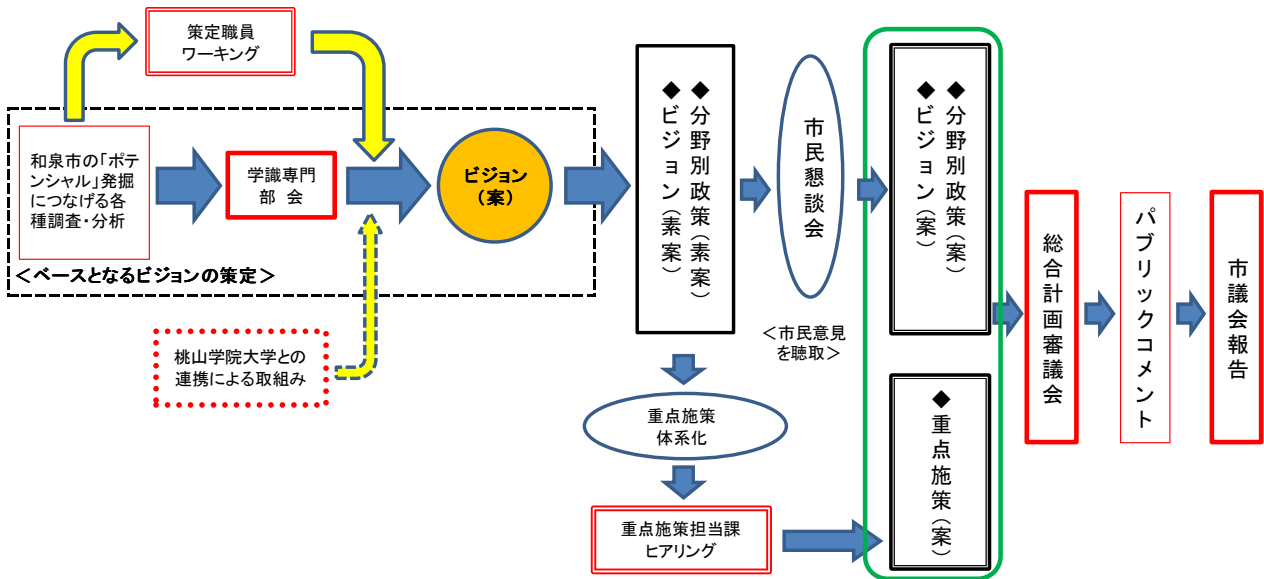


5. 計画の期間

平成 28 年度 ～ 平成 37 年度 （10 年間）

6. 策定体制及びスケジュール等

<策定工程イメージ>



<策定スケジュール>

		26年度												27年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定委員会		[Blue bar from month 5 to 12]												[Red box: 計画案決定] [Blue bar from month 5 to 12]											
総合計画審議会														[Blue bar from month 5 to 12]											
・ビジョン ・分業別政策	各種調査・分析	[Blue bar from month 6 to 7]																							
	学識専門部会	[Blue bar from month 7 to 12]																							
	策定職員ワーキング	[Blue bar from month 7 to 12]																							
	桃山学院大学との連携	[Blue bar from month 6 to 12]																							
	市民懇談会	[Blue bar from month 11 to 12]																							
	パブリックコメント													[Blue bar from month 8 to 9]											
重点施策	重点施策担当課	[Blue bar from month 11 to 12]																							
行政評価														[Blue bar from month 4 to 5]											
														市議会報告											

<策定体制>

(1) 学識専門部会

多様な学識経験者で構成し、各種分析や市が現在保有する資源の有効活用によりポテンシャルの発掘に取り組むとともに、第三者視点から「目指すべき都市イメージ」を構築する。

⇒ ビジョン(案)、分野別政策(案)の策定

(2) 市民等の参画

① 桃山学院大学との連携

桃山学院大学との連携により、「選ばれる都市」の実現に向けた政策を展開するために必要である若い世代の意見聴取に取り組み、「目指すべき都市イメージ」に反映する。

⇒ ビジョン(案)、分野別政策(案)に反映

② 市民懇談会

「目指すべき都市イメージ」について、市民の意見を伺う。

⇒ ビジョン(案)、分野別政策(案)に反映

③ パブリックコメント

計画策定段階において、公正性や透明性の確保を図るため次期総合計画(案)を公表し、市民等の意見を計画に反映する。

(3) 和泉市総合計画審議会

和泉市総合計画審議会規則に基づき、市長の公的諮問機関として、次期総合計画に関する事項を調査及び審議を行い、市長に答申する。

【構成委員】市議会議員、関係団体の関係者、学識経験者、公募市民(25人以内)

(4) 庁内体制

① 策定委員会

市長公室担当副市長を委員長、他の副市長及び教育長を副委員長とし、次期和泉市総合計画策定委員会要綱別表に定める各部長を委員として構成し、次期総合計画案の最終決定機関とする。各機関からの意見調整を図るとともに、次期総合計画策定における必要な事項について決定を行う。

② 策定職員ワーキング

市職員で構成し、行政の立場から「目指すべき都市イメージ」を構築する。

⇒ ビジョン(案)、分野別政策(案)に反映

③ 重点施策担当課

「目指すべき都市イメージ」の実現に向けて重点的に実施する施策の担当課において「重点施策(案)」を策定するとともに、行政評価にかかる『成果指標』の設定と、指標達成に直接的に連動する事務事業の体系化に取り組む。

<策定体制のイメージ>

